

## 外郭団体の整理統合について

新公益法人制度（関連 3 法：平成 20 年 12 月施行）に基づく公益法人への円滑な移行を図るため、本市の外郭団体である財団法人 横浜市防災指導協会が解散、社団法人 横浜市火災予防協会に統合され、民間主体の運営に移行します。

新法人は、本市関係団体として、これまで以上に幅広い分野で、防災に関する協働に取り組んでまいります。

### 1 両法人の概要

- (1) 社団法人 横浜市火災予防協会（以下、「火災予防協会」という。）

昭和 25 年に「横浜市火災予防研究会」として発足し、その後、昭和 47 年に現在の名称となり、昭和 56 年に法人格を取得しました。

主な事業は、火災予防に関する調査・研究、防災に関する広報、講演会等の開催、機関誌等の刊行などです。

- (2) 財団法人 横浜市防災指導協会（以下、「防災指導協会」という。）

火災予防協会の特別事業部であったものが、昭和 53 年、本市からの全額出資（500 万円）を受け、財団法人として独立したものです。

主な事業は、法令等に基づく講習、市立小中学校の消防用設備の点検などです。

### 2 新法人の概要

1 月 9 日付けで神奈川県での認可を得、債権者の異議申し立て期間を経て、4 月 1 日に登記し、正式に発足する予定です。

新法人の名称は、社団法人 横浜市火災予防協会（現在のまま）、理事は 20 名（民間人 18 名、本市 OB 1 名、安全管理局長）で、主な事業は、法令講習、救命講習のほか、防災講演会や防災セミナー等の開催、機関誌の刊行、防災図書等の販売に加え、本市と協働し、木造住宅耐震化促進事業、住宅防火に関する広報などを推進します。

### 3 その他

- (1) 火災予防協会への補助金（平成 20 年度 450 万円）は廃止し、新法人への補助はなくなります

- (2) 本市が出資した防災指導協会の基本金 500 万円は、新法人から返還される予定です。

なお、新法人は今後、新公益法人制度に基づく「公益法人認定」の取得を目指すとのことです。